



令和4年度子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

高校生のお子様がいらっしゃるご家庭へ

- 子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)は、低所得の子育て世帯を支援する給付金です。
- 高校生分の給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、**お住まいの市区町村に申請手続**をしてください。

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和4年4月分の児童手当を受給していますか？)

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、
令和4年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、
申請は不要です！

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、別途給付金を支給予定又は支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、
お住まいの市区町村で
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

※ 申請の受付期間は市区町村によって異なりますので、お住まいの市区町村に御確認ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903 (受付時間:平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、お住まいの市区町村の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請の受付期間については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

令和4年3月31日時点で

- ① **18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等

(※ 令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

- ② {
- 令和4年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
 - 令和4年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、別途給付金を支給予定又は支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)



**「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）について

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。
 - 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定される予定であり、マイナンバーを利用した管理や課税情報等の確認が可能。これにより、対象者の多くに申請不要で支給できる見込み。
- ※ 「特定公的給付」とは、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害又は感染症が発生した場合に支給されるもの等として内閣総理大臣が指定するものをいう。

1. 対象者

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
 - ② ①のほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）
 - ※ 令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする
- ・ 令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

3. 実施主体

市町村（特別区を含む）

4. 費用

全額国庫負担（10／10）
※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（ひとり親世帯分との合計）

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）
※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

6. スケジュール

- ①の対象者には、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者の判明以降、可能な限り速やかに支給
- ②の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）